

## 第30回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成28年12月16日(金) 午後4時00分から午後5時45分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 13人  
会長 8番 福村 正見  
会長職務代理 5番 中井 悟  
委員 1番 椿 新二 2番 山田 清隆  
3番 向山 博 6番 安田 伸二  
9番 高山 重人 10番 西元 道啓  
11番 柳谷 要 12番 近藤 一祝  
13番 天水さとい 14番 小川 秋人  
15番 岩間 勇市
- 4 欠席委員 7番 親谷 隆
- 5 議事日程  
第1 会議録署名委員の指名について  
第2 会期の決定について  
第3 諸報告について  
第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第6 議案第3号 農地法第6条第1項の規定による報告について  
第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
第8 議案第5号 許可証明願いについて  
第9 協議第1号 農業委員の定数について  
第10 報告第1号 農業者年金経営移譲年金裁定請求について  
第11 報告第2号 新農業者年金農業者老齢裁定請求について  
第12 報告第3号 新農業者年金特例付加年金裁定請求について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 伊藤 真澄  
農地係長 上仙 知巳

## 7 会議の概要

事務局  
(伊藤局長)

ただ今から第30回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。  
最初に、福村会長からご挨拶を申し上げます。

福村会長

皆さんこんにちは。昨日の夕方から大雪になりまして、交通の便も悪い中、最後の農業委員会の総会ではありますが、悪路の中出席していただきましてありがとうございます。議題にもありますが、先般、先月の総会の時に農業委員の定数の関係でお話ししていただいて、町長に要望したところでもありますけれども、そのことについて、町長から再度、話をしたいということで話をしてきました。その件についてですね、議案の中に載っておりますので、その時に詳しくお話ししたいと思っております。そして、ご協議をお願いします。それと、総会終了後、金町長の就任祝いということでございますので、天候も気になりますけれども、皆さん出席していただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。それでは、早速総会を始めたいと思っておりますので、よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

事務局  
(伊藤局長)

ただいまの出席委員は、13名です。  
定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
なお、欠席の申し出が親谷委員からありました。  
議事の進行を福村会長にお願いいたします。

議 長

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程にしたがって進めて参ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、13番 天水委員と14番 小川委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第29回の総会以降の諸般について、報告いたします。

- ・平成28年度全国農業委員会会長代表者集会参加並びに  
四区選出国會議員要請活動

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。NO1からNO4について、一括上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局  
(上仙係長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。平成28年12月16日提出、蘭越町農業委員会会長名。

その1、貸主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇の内、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成20年9月5日から平成25年9月4日までで強化法によるものです。解約成立年月日、通知年月日、土地引渡の日はいずれも平成28年11月30日です。解約の理由は、経営規模を縮小するため、返還するものです。

その2、貸主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇の内、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成25年11月29日から平成28年11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日、通知年月日、土地引渡の日はいずれも平成28年11月30日です。解約の理由は、経営規模を縮小するため、返還するものです。

その3、貸主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成20年9月5日から平成30年9月4日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成28年12月7日、土地引渡の日は平成28年12月10日です。解約の理由は、経営規模を縮小するため、返還するものです。

その4、貸主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。契約期間は平成25年12月27日から平成28年12月26日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成28年12月8日、土地引渡の日は平成28年12月10日です。解約の理由は、離農するため、返還するものです。

議長 それでは、NO1からNO4について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

15番  
(岩間委員) 番号1番、2番、3番、4番について、補足説明させていただきます。番号1番の〇〇〇さんと〇〇〇さんの解約ですが、場所につきましては、〇〇〇さんの家の裏側、〇〇と家の間ですのでお願いします。理由、内容につきましては、事務局の説明のとおりです。番号2番、〇〇〇さんと〇〇〇さんですが、これにつきましても、場所は1番の隣の並びになります。理由につきましても、同じく事務局の説明のとおりでございます。3番、〇〇〇さんと〇〇〇さんの案件です。理由につきましては、事務局の説明のとおりです。場所につきましては、〇〇〇さんの家の先程の案件の〇〇よりにふた流れあります。番号4番につきましては、〇〇〇さんと〇〇〇さんですね。理由につきましては、事務局の説明どおりであります。場所は、〇〇のところで、〇〇〇さんの家に入っていく町道の右下に一流れあります。沢になりますけれども、そこにあります。もう一つは反対側の山の上にか所あります。それと、〇〇〇に向かって〇〇〇さんの家のちょうど前あたりですね。道路を挟んで両側にあります。よろしくをお願いします。

議長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議長 質疑なしと認めます。本案について、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 本案については、原案のとおり受理することといたします。

日程第5、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。NO1からNO3について、一括上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局  
(上仙係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権及び使用貸借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成28年12月16日提出。  
蘭越町農業委員長名。

その1、貸主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇の内、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸付理由は、借主の圃場の中にある土地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日。期間は農地法第3条許可の日から平成29年9月30日までの1年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、借主が経営する圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

その2、貸主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。権利の区分は使用貸借権の設定です。貸付理由は、経営移譲年金を受給するため、後継者に農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は使用貸借、価格は無償です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日。期間は農地法第3条許可の日から平成38年12月31日までの10年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、経営移譲に伴う世帯内の貸借であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

その3、貸主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇の内、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸付理由は、借主の圃場の中にある土地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日。期間は農地法第3条許可の日から平成29年9月30日までの1年間です。別紙、調査書をご覧ください。

○番地○○ ○○○さん、土地は字○○○番○○の内、田で○○○㎡です。権利の区分は使用貸借権の設定です。貸付理由は、基盤整備をしない圃場を隣接の所有者に貸し付けするものです。成立する法律関係は使用貸借、価格は無償です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日。期間は農地法第3条許可の日から平成38年12月31日までの10年間です。別紙、調査書をご覧ください。

○○○さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、一団の農地の端に位置している土地で、一団の農地の土地所有者が基盤整備をしない土地を、隣接する土地所有者に貸し付けするものであり、農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、その1からその3については許可相当であろうと事務局では判断いたしました。

議長

それでは、NO1からNO3について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

13番  
(天水委員)

番号1番、2番について説明いたします。番号1番の○○○さんと○○○さんですが、内容は事務局の説明のとおりです。場所は、先月○○○さんから借りていたところの一部なのですが、農道の傍にあるところで、○○○さんと○○○の間に、○○に入る農道がありますが、その一部です。番号2番の○○○さんの件ですが、これも事務局の説明のとおりです。場所は、○○○さんの家の周り○○○の○○から来て○○○さんの手前右に○○○のほうまでの一角、それと○○○と○○○して○○○、○○○から伸びている○○○がありますが、そこから山に向かって一つ、あとはその間に道路があるのですが、そこにも一角と、○○○というのがあるのですが、○○○の傍の、○○○さんの家の脇です。以上です。

6番  
(安田委員)

番号3番の案件ですが、内容は事務局の説明のとおりです。場所ですが、○○○から○○○さんの家に行く道路に面したところです。以上です。よろしく願いいたします。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。本案について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案については、原案のとおり決定し、許可することといたします。

日程第6、議案第3号農地法第6条第1項の規定による報告についてを議題とします。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局  
(上仙係長)

議案第3号 農地法第6条第1項の規定による報告について、農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人から提出のあった事業報告について、各要件の確認を求める。平成28年12月16日提出。蘭越町農業委員長名。

平成28年11月24日付けで〇〇〇から平成27年1月1日から平成27年12月31日事業年度の農地所有適格法人報告書の提出がありました。内容については、記載のとおりとなっております。事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

只今、事務局から説明をいただきましたけれども、要件について確認することといたします。

皆さん、何かご意見、ご質問ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。今回提出のあった農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、いずれも要件を満たしているものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案については、原案のとおり決定し、事務局に法人台帳整備していただくことといたします。

日程第7 議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。NO1からNO3について、上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局  
(上仙係長)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。平成28年12月16日提出。蘭越町農業委員会会長名。

その1、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年1月1日から平成34年12月31日までの6年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

その2、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも平成29年6月1日、対価の支払期限は平成29年5月末日です。価格は、田が〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円、畑が総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、返還された農地を耕作できないため譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。



その3、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも平成29年5月1日、対価の支払期限は平成29年4月末日です。価格は、田が〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇が〇〇〇円。〇〇〇番〇〇が〇〇〇円。残りが〇〇〇円です。畑が〇〇〇円、10a当たりの価格〇〇〇円です。譲渡理由は、返還された農地を耕作できないため譲渡するものです。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は、適正であろうと事務局では判断いたしました。

議長

それでは、NO1からNO3について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

14番  
(小川委員)

1番の案件でございます。〇〇〇さんと〇〇〇さんの案件ですが、先程の事務局の説明のとおりでございます。契約の更新で、場所につきまして、〇〇の〇〇を挟んで〇〇の奥の〇〇に向かって3枚になります。以上です、よろしく申し上げます。

15番  
(岩間委員)

番号2番、3番について説明いたします。内容につきましては、事務局の説明どおりであります。場所につきましては、先程の解約の案件で出たところであります。〇〇〇さんの家の周り、畑につきましては、家の前と道路ぶちにあります〇〇の裏側にあります。番号3につきましては、〇〇〇さんと〇〇〇さんの案件です。理由につきましては、先程の事務局の説明のとおりであります。場所につきましては、これも先程解約されました、〇〇〇さんと〇〇〇さんの解約の部分を〇〇〇さんが売買ということで話が成

立しましたのでよろしくお願いいたします。

議 長                   これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員                   ありません。

議 長                   質疑なしと認めます。本案については、異議のないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員                   異議なし。

議 長                   本案については、原案のとおり、決定し、その旨町に通知いたします。

日程第8 議案第5号許可証明願いについてを議題とします。  
事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局  
(上仙係長)               議案第5号 許可証明願いについて、下記の土地について登記地目変更のため、許可証明の願い出があったので、証明の可否について、議決を求める。平成28年12月16日提出。蘭越町農業委員会会長名。

平成28年12月12日付けで字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さんから許可証明願書の提出がありました。今回の願い出の理由としては、地目変更登記申請を行うためでありまして、この土地は農地法第5条の規定により平成27年10月21日に所有権移転について許可申請があり、平成27年11月26日付け蘭農委第27-22号で許可している土地でありますので、よろしくお願いいたします。

議 長                   それでは、担当委員の補足説明をお願いします。

2番  
(山田委員)               〇〇〇さんの案件ですが、1年ぐらい前に〇〇を〇〇した部分でございます。〇〇〇さんの所有する土地を〇〇〇さんがお買いになったところでありまして。内容については、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議 長                   これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。本案については、相違ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案については、申請のとおり承認し、証明書を交付することといたします。

日程第9、協議第1号についてでございます。

皆さんのところに、1枚ものの資料があると思います。農業委員改選資料を見ていただきたいと思います。このことについては、要望書を当初、皆さんの意見を付して要請文を出したところであり、その中で精査をするということでございまして、金町長も中身を精査したところでございます。その中で町長が疑問にするところについて、このように書かれてですね、もう少し明確な3名の増員に対しての資料がほしいということでございまして、町長にすると、農業委員会の3名の要望については、重く受け止めておりますけれども、本当に3名というのは、どういう形の中で必要なのか。ということで書かれてありますけれども、単純計算で月2回、農業委員会の活動がそれほど要していないのではないかと。そのことに対して、詳細な資料の提供をお願いしたいということでございます。その中で農業委員会活動というのは、私は平成5年の時から農業委員をやらせていただいておりますけれども、農業委員活動といいますか、農地の移動等に関しまして、賃貸や売買、調整ということで入った経過もありますけれども、今まで農業委員さんがやってこられたことは皆さん同じこととございます。その中で普段の活動の中でそれぞれ皆さん同じ事を行っているのですが、やはり農業者間の調整と言いますか、そういう部分は当時から記録を付けておりません。我々が農業者と農業者の間に行ったり来たりしながら、斡旋もかけたり、色々なことをやってきましたけれども、そういう活動経過を書かれた物を出してほしいということですが、それは一切、未だやっておりませんので、証拠になるものは一切出すことはできませんということで、でも、今まで農業委員さんがこの関わりでずっとやってきて、目に見えなかったかもしれないけれども、改選に向かって、推進委員を置かなくてもいいという状況を踏まえて考えますと、なぜ、

推進委員を置かなくてもいいのかということの認識ですね。それはやはり今まで遊休農地を出さないように、農業委員さんが農地の集積に向けて一生懸命がんばってきた結果であって、推進委員を置かないとなりますと、遊休農地1%未満ということもありますので、そのことも踏まえて考えた場合には、やはりこの結果がここにあるのではないですか。活動日誌どうのこうのと話をされますが、当然出せるものではありません。私が農業委員をやらせてもらってからは、そういう活動に対しては、一切記載は誰もしていません。農業委員さんはそれだけ見えないなかで活動してきている結果が、この改選に向けての1%未満の遊休農地であり、推進委員を置かなくてもいいという今の結果だという部分で町長にお話しをしたところでもあります。記録が記載されていないことに関しては、町長と先般お話しした時には、わかっていたということでもあります。町長は3名増やしてやりたいことは山々なのですが、最終的にはですね、議会に通らないのではないかという心配が常にありまして、提案するのは町長ですから、提案するにあたっての、これだという物がほしいということです。それは分からなくもないですが、1%未満の遊休農地しかない蘭越町の状況を見た場合に、農業委員の皆さんが、農家は少なくなってくるが、農地の賃貸など、その時期によってあちこち歩いて調整しているところも踏まえて、遊休農地をこれ以上出さない、状況にしていくためにも、やはりきちんとした区割りをして農地を守っていくことが前提であって、それをやるために増員してほしいと、それぞれがやっていることが目に見えないことは残念ですけれども、そういう結果を踏まえて増員していただきたいことを申し上げたところでございます。でも町長は14名で何とかできないかということなのですよ、もし仮に増やすということであれば利害関係のない人の1名を増やしたらどうかと話をされました。もう一度ご検討をしていただけないかと、町長のほうからお話しをいただいたところでもあります。②番に書かれていますけれども、14名の体制で十分活動が可能と考える。町内を16エリアに決定した議事録等の資料があれば提出をいただきたい。という部分ですけれども、これからの改選後の農業委員の活動の在り方を見つめた場合には、増員はしていただく、もう一つ、仮に14名でやりなさいとなりますと、推進委員を置かない前提ですが、14名でやることになると推進委員を置かせていただく可能性も出てきますよというお話もさせていただきました。推進

委員は 100haに1人ということで、蘭越では4200haで40人置くことができ、20人は置くことになりますよという話もしました。そういうことまでやるような状況にはないので、とにかくきちんとした区割りをして3人を増やしていただければ、それでも大変だと思いますが、何とかこれからの農業委員会活動を、皆が地元をそれぞれ持っていますから、大変な、毎月毎月移動があるわけではないですけれども、大変な仕事だと、農業者さんの苦情など処理していかなければならない状況にもあろうかと思えますから、特に蘭越町の農地を守って行くためには、何とかしていただきたいということで、申し上げたところでございますけれども、何とかもう一度総会が控えていますので、話をしたいということでした。長々と取り留めもない説明をいたしましたけれども、どうでしょうかね。

14番  
(小川委員)

私、他町村の農業委員にお話を聞いてきました。6名増員した理由は何かと聞いたら、土地の単価の下落が離農によって激しいということで、土地の単価を維持していかなければ組勘の計画が組めないと、資産価値が下がるから。6名を増員して、ただその中には、利害関係のない人が入っても、農家の父さんのところに行って話し合いして、それも大変じゃないかということで新しい農業委員会体制の中でやってみるとは言っていましたが、一番の理由、何で6人増やしたのかと聞いたら、土地の下落、離農によって、賃貸の価格も下がれば当然地価も下がると、それを抑えるために6人増やしてもらったということで、その辺も強く言ったほうがいいのかと思います。向こうの方はとにかく土地の単価は異常に下がっているということで、それをとにかく維持するために結果的に増やす形をとったと言っていました。私たちもそうですけれども、賃貸や売買の間に入って、大凡の相場は当然ある訳ですから、その範囲で抑えていかないと、価格はどんどん下がっていきますので、そうすると組勘の計画自体も組むのが大変になりますので、増員の理由に関しては、そういうことも町長に提言してもいいのではないかと思います。

議長

先ほど、総会を始める前に農業委員の報酬の問題、それを少し話しましたが、蘭越農業委員会の報酬の状況、近隣町村の報酬の状況わかりますか。

事務局  
(伊藤局長)

資料が27年度の改選に向けての調査だったので、今現在でちょっと異なるところがあるかと思いますが、一番高いところで小樽市さん、会長で572,400円。委員さんで一番高いのは、共和町さんで372,000円です。一番低いところになりますと、島牧村さんの会長が150,000円、委員さんが100,000円となっています。代理の報酬を別に設けているのは、6市町村です。蘭越町は18の市町村で泊村と神恵内村はありませんので、会長も委員さんも6番目となっていました。

議長

そういうことですが、町長との話し合いのときに、昨年11月ごろに、農業委員の報酬を、もうそろそろ上げていただいた方がいいのではという話が出ていましたよと、出ていましたが、これは報酬審議会に関わるわけですが、民生委員とか別の委員会とかありますので、そこら辺との兼ね合いも考えた場合、なかなか難しいのではないかとということで、我々もそれ以来話は進んできませんでした。そういう話も出ていたのは事実なのですが、3名の増員に当たっては、農業委員の報酬がどうのこうのではなくて、報酬を上げてもらえる状況にはないと考えましたので、やはり3名程度の、農業委員さんの活動に対して仕事の分散ですか、そういうのを含めて3名程度、増員いただくことが先決だということで。報酬に関しての部分は強く申し上げませんでしたけれども、最終的に町長がというより、報酬審議会なので、一応は農業委員会の報酬の関係も出ましたよと報告はしておきましたけれども、何はともあれ、利害関係の無い委員を1人だけならどうなの。3名だと、かなり今、金町長は、町長になって日が浅いですがけれども、一番重たい感じらしいそうです。農業委員会の3名増員、議会に提案するのが。通らないという考えで、だからなおさら通すことのできるような中身を示してほしいとのことなのです。

10番  
(西元委員)

ちょっといいですか。

利害関係のない者を1名増やしてもと今いわれましたよね。もう一つ若い年齢の農業委員を作りなさいと。これは年齢規定ありましたか。

議長

40代までですね。

10番  
(西元委員)

40代後半ならまだしも、それを40歳前後と考えたら、この年齢で実際、農地を動かす時の話し合いができるのかという問題はありますよ。ある意味農業者であっても、利害関係の無い者と全く同じような感じ。調整するのにある程度の知識はあるかもしれませんが、やはりそこには昔からの色々な問題、地域の問題、水利権の問題から複雑な問題があって、結局ある程度年数が経ってくるとそういう問題も徐々に地元になれば分かってきて、この農地は水利権の問題などを絡めた中で、誰々さんに使ってもらうのが一番いいよねと総合的に判断しながら我々、今動いてきているわけですよ。そういう事も含めると、この年代は、町長がどういふふうに言ったのかは分かりませんが、ひどい言葉で申し訳ありませんが、使い物にならない。利害関係の無い人間と同等で使い物にならないと思うのです。言葉は非常にきつい言葉ですが、最低限2名増やしてもらわないと、これから先、世代交代していくわけですが、農業者の中でも数が多い年齢だと思うのですよ。我々の下になると年齢が非常に少なくなっている、地域後継者どうするのってなった時に、地元を見てもあまりいないと、やってくれそうな人間が。そういう意味も含めると、若い年代も何人か入ってもらって、農業委員をこれから先やってもらう体制づくりを考えていかなければならない。そろそろ農業委員をやってもいい年齢だからやれと言われても、昔だと地域に人数も居て話し合いもなされていて、いろいろな話を聞ける状況にあったと思うのですよ、今なら自分の面積が大きくなり、人と会話することもあまり無い、集会所でも昔は人が集まっていろいろな話をし、その中で若いうちから情報を聞きながら育ってきているわけですよ。最近だとそういう会合も開かれなくなった中では、今の30代とかはあまり地域独自の習わしが分からない、このような状況でありますので、体制がどうなるのか分かりませんが、これからの農業者を育てるという意味でも、出来ることであればある程度の人数を確保しながら、今いる人数では農地の流動化をする中では最低限だと思うのですよね。これにプラスアルファ時代を造っていくという風に考えると何人とは言いませんが、やはりそういう中での農業委員の数を増やしていただいて、こういうのに対して後継者づくりと言っていいか分かりませんが、そういうのも前提に置きながら、進めていったほうがよろしいかと思いませんけれども。

議長

ありがとうございます。

後継者づくりも大事な部分ですよ。そこら辺も1回目の要望に行った時も、どんどん農業委員さんも新しくなりますよと、そういう中で農地の関係で分からない所があるということで、そこら辺も含めて地区に貼りつけをしながら、女性とか利害関係の無い者を入れなさいという状況の中で、分からない人がどんどん入ってきて、分かっている人が誰もいなくなったと、そういう状況も含めて考えた場合には、人数を多くしてやっていくという話をさせてもらいました。

ほかにご意見ございましたら、お願いします。

11番  
(柳谷委員)

③の部分ですが、何回も読んでみると、3名というが1名で我慢できないのかという趣旨にも取れるし、質的に農業委員会の活動が、今回提案しないと決まっているが、3年間の間に増員に向けた我々の活動の質を見ているのか、農地相談、農政活動、年金も含めて、質を違った角度から見えていく必要がある、これが一つ目で、教育委員とか農業委員、この行政委員の定数は最終的に議会で決めるのだけでも、町長はこれらの定数のバランスを重視しなければならない。首長だから。予算配分や人事の配置、職員の配置、それは各行政委員会、農業委員会が考えることではない、我々の事情を率直に伝えれば、町長がどう判断するか。それに掛かっていると僕は思うのさ。今の定数がどこでどういう形で決まったのかと言ったら、平成13年の合併問題を機会に財政再建が必要だと、三位一体の改革で小泉政権が出してきて、今まで32億円の交付税が26億円になった、貯金は最終的に20億あるやつを6百万円まで使い果たすと言って、職員の給与も4.5%カットした、当時課長で古い人は年間百万円ぐらい減ったと生活設計が狂うぐらい、農業委員会も定数を減らした経緯があり、ハードルは高いと内々私は思っていました。財政再建の流れで、今農業委員会だけ増員できるのかといたらかなりハードルが高い。議会でもよそが変わらないで農業委員会だけ増やすわけにはいかないという空気があるのです。私と会長がその辺をみっちり話をしておけばよかったけれども、私の考えが及ばなかった部分もあったりして、一回減らした定数を増やすとなれば、議会もそうですが、相当やっぱり力を入れてやっていかなければならない。1人はどうなのだと言われて1人でもいいから増やせというところから始めるかどうかね。



議 長

前々回の総会で増やしたいという話をした時に、増やすにあたっては、何人も増やすということではなく、私は1名程度という話をさせてもらいました。その中で皆さんは柳谷委員さんを先頭に3名ぐらいだと、いう話を出してきたのです。その中で区分けをして3名を地域に貼りつけて、貼りつけが大事ですよ。区分けをなさいと貼りつけをなさいと文言もありますから、そういう事も含めて考えた場合は、やはり最低3名、という流れが前回の総会の中でも話し合った結果なのですよ。今柳谷委員が言われた、農業委員会だけが増やすのをちょっと、という考えを持っていたというのを私は今それを聞いて不思議に思っているのですよね。

1 1 番  
(柳谷委員)

それは、町長の考えを憶測するだけで、農業委員会の事情を強く伝える以外にないわけでしょう。

議 長

それなりの3名が必要だという、言ってみればどこにどうなのっていう部分をさ、やっぱり皆さんで話し合って3名のものを2名にするのか1名にするのか、そこら辺をね、難しいのは難しいと思います。私もね。そこら辺を検討して進めていくというのはね。14名でいいということであればそれでもいいですよ。改選期に向けて14名でやってくださいと言えばそれでいいですし。

1 2 番  
(近藤委員)

もし1%の遊休農地を範囲内に収めるということだが、1%超えた場合には推進委員を置かなければならないということでしょう。その場合には、推進委員の報酬はどういう風になるのですか。

農業委員会法の改正によって、推進委員は1%以内なら置かなくてもいいと、もしそれを超えた場合には置くことが前提になっていますよね。

議 長

絶対です。

1 2 番  
(近藤委員)

絶対でしょう。仮に町長が委員を置く目的がという部分で、それがはっきりしないことにはなかなか議会に出せない。もしこの人数で遊休農地が今1%に収まっているけれど、超えた場合に地域がどんどん、おそらく平成30年から転作がなくなった時点で、かなり出る可能性がある。その時に推進委員を置くことはできないでしょう。次の改選で置くことになるでしょう。報酬がもし20人

になった場合どうなるの。3人の報酬より増えると思うのですが。仮に20人、蘭越の場合、何人置くか分からないけれども、同等の報酬額にするのか、半分にするのか、3分の1にするのか、その辺も分からないけれども。

議 長

いずれにしても報酬は払うことになりますね。

12番  
(近藤委員)

そこだと思ふのさ。財政的に厳しいから他の行政委員のなかの農業委員だけが要求するということが無理もあるかもしれないが、これからの農業を考えた時に、今の実態のままでいいのかということだよ。将来的に。今の全体の農地を委員が把握して、農地パトロールなりさ、賃貸なり売買なり、きちんと把握できる委員がいなくなれば仕事にならない。今局長は把握しているけれども、局長だっていつ変わるか分からないし、そういうことを考えればさ、いかに農業委員の活動がそれぞれの地区の把握が非常に大事になってくる。今まで以上に。それと今の農政自体が毎年目まぐるしく変わっていく中で、町長が、どこまで今の農政を把握しているのか、そのことが非常に俺としては不安というか、将来的に考えれば不安。

議 長

町長も農業の町だから、農政に関して私は力を入れますと、そういうこともこの間言っていましたけれどもね。

今近藤さんが言われたことは、私も言いました。農地というのは今まで以上にきちんとやっていかないと、遊休農地の1%はすぐ超える可能性があるから、せめて今の状況だけを堅持していくような体制を、これからの農業委員さんにとっていかないと、すぐに推進委員さんを置く状況になってしまうと、今度推進委員の数が多くなる可能性が出てきますよね。先ほども言いましたが、100haに対して1人を置きなさいということですから、だからそれまでいかなくても、地域に推進委員を、我々農業委員会が推進委員を推薦するのですよ、各地区に貼り付けするのです。そういう風なやり方をしていくということですから、ますます推進委員を置くということになった場合には、各エリアに1名なり2名なり貼り付けて置いておくと、そして推進委員が全部、今まで我々がやってきたことを推進委員がやる。そして農業委員は、その推進委員が上げてきたものを総会で審議をしたり、そういうやり方をしていくということなので、推進委員さんが現場にとにかく張

り付くということですから、農業委員は少なくなる可能性がありますよね。その代り推進委員はきちんとした推進委員を農業委員会が推薦して、張り付いて仕事をしてもらう。

10番  
(西元委員)

今回は、町長が推薦して議会にかけて農業委員が決定しますよね。そういう流れですよ。今どっちが先かという議論があるのかもしれませんが、7月に改選を迎えますが、町長はどのように考えているのでしょうか。町長が推薦するためには、各団体からの推薦をいただいて、町長がそこで協議して町長が推薦するという形で認識しているのですが。町長自体、どう自分で推薦もらって、誰々って言って、考えて議会に推薦するだとか、各地区に諮って、そこから上がってきた人間を自分たちで最終的に判断して、議会に推薦するのか、という考え方がありますよね。この文章を読んでいると、我々に推薦だが、③の農業委員会が要望される17名の内訳はどのように考えているのか資料の提出をお願いしたいと書かざっているところを見ると、我々が作るのって、我々が作るのであれば、我々はこういう形でやりたいよって、本来、筋としては町長が何らかのジェスチャー起こして、やるわけですよ、やらないと動かないわけですよ。町長がある意味、定数を勝手に決めて、名前を作って議会に提出すれば、それで農業委員が決まるのですが、そんな事したらとんでもないことになりますよね。それをやるためには、さっきのエリアの問題もありますけれども、ある程度のエリアを区切るなりなんなりして、その地区からの推薦いただいて、町長が最終的に判断してやるという形になると思うのですよね。だからエリアを決めるにしても、結局は人数分のエリアを作らなければならない、ということになりますよね。全く町長は考えていないのかなと。たしかに7月までスパンはありますけれども、ある程度早い段階でやっていかないと、4月5月6月は忙しすぎて、農業者はお前たち勝手にやれという風になってしまいますので。

議長

だから、西元さんの言うとおりでしょ。我々のこういう思い、何とか農地を守っていくために、これから農業委員さん3名増やしてくれという要望なのです。本来なら町がやるべき問題なのです。言ってみれば。今までやってきた中で、14名の農業委員がいますけれども、各地域の中で農業委員さんの活動が大変だと。そういう事を踏まえてきた場合に、次の改選に向けて、我々

は少しでも多くの人数でもって、農地を守っていく、そういう必要性があるということを認識してもらいたいというだけの話なのです。だから、あと町が14名で我慢すれということであれば、それはそれでやるしかないだろうし。

3番  
(向山委員)

今の農業委員は公選で10名になっていますよね。団体から4名出ていますけれども、10名というのは、あくまでバランスを見ないで選ばれていますよね。立候補の関係で。バランスが一番問題で、例えば公募定数が14名か17名か、まだ分かりませんが、1人がどこに配置されていても担当できるのであればいいのだけれども、そうではないわけでしょう。その辺りが微妙だと思うのだけれども、例えば15地区に分けるのかさ、その辺りは今の農業委員が考えなければしょうがないのではないかな。

議長

そう思っているのだけれども。

5番  
(中井委員)

前回の総会でエリア分けしたけれども、それはまだ町長に提示はしていないのか。

事務局  
(伊藤局長)

しました。

5番  
(中井委員)

それでこの③の質問が出ているの。

15番  
(岩間委員)

増員したいという、してほしいという根拠が薄いという風にとられるよね。前回の総会で議論した、中井代理が言った中身を説明できる文章を付け加えるなりして、これで駄目だとまだ言っているわけではないから、ただ根拠が薄いから再考してくれという内容だと思うのさ。再度きちんとした根拠を示した中で、再要望と言う形しかないと思うのだけれども。

3番  
(向山委員)

明らかに昆布なんかぜんぜん足りないからさ。

事務局  
(伊藤局長)

前回の総会の時に、見てもらった文章ありますよね。その時に向山委員から今と同じ意見をいただきまして、現在の10の区域

を16にしているかがどうかということで、増員しているかがどうかということをお話しました。プラス1名利害関係の無い者を入れて17名でいかがですかという内容にして、文言に合わせて入れまして、会長に見てもらいまして、町長には出しています。そしてその後、今皆さんにお示ししている12月8日付けの資料を求める文章が来ましたので、③の17名の内訳はどのように考えていますかの部分は、意味が分からなかったのですが。利害関係、青年、女性、現職、新人こういう事の内訳をくれて言っているのか、ちょっと真意がわからなかったのですよね。

15番  
(岩間委員)

単純に月2件だとか1件だとかあるけれども、あった時の活動が今の段階ではちょっと不備だから増やしてくれということなのさ。毎月10件も20件もあるわけでないからさ、無い月もあるし、月に2件3件ある委員さんもいるし、あった時にいかに、例えば現地確認だとか、今は手薄だから増やしてくれという内容なのだから、その辺をきちんと理解してもらおうような内容にもう一回作り変えて17名で要望するしかないのではないかな。

10番  
(西元委員)

これは総会に上がった案件であって、総会に上がらなかった案件もあるわけですよね。その辺は網羅されていないし、この件数には。

議長

町長も本当は通したいのですよ。本当に重く受け止めていますので、だからこそ、もう一度皆さんで何とか検討してくださいと、利害関係の無い者1名増やしたらどうなのかと町長の提案もありながら、総会に掛けて検討してみますと、町長の了解を得ながら今話をしていますけれども。

10番  
(西元委員)

そこまで言うのなら、役場サイドからも、私としてはこれで14名にしたいという物が出てきてもいいような気がするのですが。14名でこういう体制で。

議長

町長はできれば14名でやってもらいたいと思っている。

10番  
(西元委員)

14名をどのエリアに分けて、我々が提出するものと同様なものがこないとわかりませんよね。

1 番  
(椿委員)

1つの案件に対して委員さんがこれだけ苦勞しているよと。そういう事を説得していかないと数字で言っても分からないと思う。

議 長

今1%以内に収まっている遊休農地を我々農業委員さんが苦勞してやってきた結果なのだと、目に見えないところがあるって、この結果を踏まえて、考えてもらわないと困ります。それとこれからも1%以内を確保していかなければならないでしょと、今まで農業委員さん一人ひとりが大変になってきていると、だからせめて3人は増やしていただきたいという話はこの間もしたのですけれど。根拠と言われてもね。議会に通すだけの物はほしいというのだけれども。

1 2 番  
(近藤委員)

なかなか文章で、いま町長が言っていることをさ、議会に出した時に議員さんに納得できる文章出せといっても、普段の活動はさ、案件が上がってきたものは総会で議論して承認するということだけれども、委員はそれぞれの地区の中でやってきているわけでしょと。

議 長

今までだって、農業委員が走り回って調整できなかった、あまり良くない土地でも農業委員が受けざるを得ない、そういうことだって有るわけだから、農業委員が農地を守る、そういう部分を踏まえて、文章で納得させるというのはね。

とりあえずどうしますか、3名でどうですかね、このままいきますか。

全委員

はい。

議 長

結論的には、3名の増員でお願いすると。ついては私が話させていただいた部分とそれぞれ委員さんの話されたことを踏まえて臨むということで行きたいと思います。

議員協議会になるのかわかりませんが、議会に掛かる前に町長は議員さんとひざを交えて話を出して、どういう雰囲気なのか含めてやりたいと、それで臨時議会だと思えますけれども、その時に提案できることであれば提案していただけることでもありますので、文言はこのようなスタイルで。よろしいですか。

全委員 異議なし。

議長 日程第10 報告第1号農業者年金経営移譲年金裁定請求について、事務局より報告願います。

事務局  
(上仙係長) 字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さんの農業者年金経営移譲年金裁定請求書を、平成28年11月25日付けで、農業者年金基金に提出しましたので報告します。

議長 日程第11 報告第2号新農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より報告願います。

事務局  
(上仙係長) 字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さんの新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書を、平成28年11月25日付けで、農業者年金基金に提出しましたので報告します。

議長 日程第12 報告第3号新農業者年金特例付加年金裁定請求について、事務局より報告願います。

事務局  
(上仙係長) 字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さんの新農業者年金特例付加年金裁定請求書を、平成28年11月25日付けで、農業者年金基金に提出しましたので報告します。

議長 その他の報告を、事務局から説明をお願いします。  
以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

これをもって第30回農業委員会総会を終了いたします。

午後 5 時45分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを  
証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩